

京都市上下水道局告示第2号

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定

地方公営企業法第27条ただし書及び同法施行令第22条の2の規定に基づき、京都市上下水道局の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる金融機関（京都市上下水道局出納取扱金融機関）並びに収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関（京都市上下水道局収納取扱金融機関）を次のように指定する。

1 京都市上下水道局出納取扱金融機関

株式会社京都銀行本店

2 京都市上下水道局収納取扱金融機関

- (1) 株式会社みずほ銀行
- (2) 株式会社東京三菱銀行
- (3) 株式会社りそな銀行
- (4) 株式会社ユーエフジェイ銀行
- (5) 株式会社滋賀銀行
- (6) 株式会社京都銀行（本店を除く。）
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 株式会社みずほコーポレート銀行
- (9) 株式会社北陸銀行
- (10) 株式会社福井銀行
- (11) 株式会社北國銀行

- (12) 株式会社但馬銀行
- (13) 株式会社あおぞら銀行
- (14) 株式会社新生銀行
- (15) 株式会社池田銀行
- (16) 株式会社南都銀行
- (17) 住友信託銀行株式会社
- (18) みずほ信託銀行株式会社
- (19) 三菱信託銀行株式会社
- (20) 中央三井信託銀行株式会社
- (21) ユーエフジェイ信託銀行株式会社
- (22) 株式会社関西アーバン銀行
- (23) 株式会社近畿大阪銀行
- (24) 株式会社びわこ銀行
- (25) 株式会社福邦銀行
- (26) 株式会社大正銀行
- (27) 京都信用金庫
- (28) 京都中央信用金庫
- (29) 商工組合中央金庫
- (30) 近畿労働金庫
- (31) 京都市農業協同組合
- (32) 京都中央農業協同組合
- (33) 京都府信用農業協同組合
- (34) 京滋信用組合
- (35) 近畿産業信用組合

(36) 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県及び和歌山県の郵便局

(上下水道局総務部総務課)